老人医療助成制度のご案内

医療機関などにかかられた場合の医療費の一部を助成するものです。条件を満たす人は、申請してください。

対　象　市内在住の満65歳から69歳までの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人。

※後期高齢者医療制度・他の福祉医療制度などを受けている人は除きます。

▶平成25年分所得税非課税世帯の人▶一人暮らしの人（所得制限あり）▶満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人（所得制限あり）

持ち物　健康保険証、印鑑

※転入された人については、平成26年度（平成25年分）の所得証明が必要となる場合があります。

申請先 問 市役所1階保険医療課高齢者医療係（6番窓口）
TEL25−5026、FAX25−5021
（保険医療課）

老人医療臨時特例助成制度

平成26年4月2日以降に新たに70歳の誕生日を迎える人で、現行の老人医療助成制度の条件を満たす人を対象に、医療機関などにかかられた場合の窓口負担が原則1割になるよう助成するものです。条件を満たす人は、申請してください。

対　象　市内在住の昭和19年４月２日～昭和20年３月１日生まれの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人。

▶平成25年分所得税非課税世帯の人▶一人暮らしの人（所得制限あり）▶満60歳以上の人だけで構成している老人世帯の人（所得制限あり）

※現在老人医療助成制度を受給中の人は継続となりますので、手続きの必要はありません（郵送します）。

持ち物　健康保険証、高齢受給者証、印鑑

※転入された人については、平成26年度（平成25年分）の所得証明が必要となる場合があります。

申請先 問 市役所1階保険医療課高齢者医療係（6番窓口）
TEL25−5026、FAX25−5021
（保険医療課）

簡易児童遊園整備事業補助制度のお知らせ

対　象　市内の簡易児童遊園などに設置された遊具の新設ならびに遊具・公園施設の修繕（自治会などが維持管理することを目的として実施するもの）。

内　容　総事業費5万円以上の事業について、費用の2分の１を助成します。ただし補助金額について、遊具の新設は50万円、遊具・公園施設の修繕は20万円を限度とします。

問 市役所1階子育て支援課（17番窓口）
TEL25−5027、FAX24−3070
（子育て支援課）

元気アップ講座

と　き　９月１日（月）
午前10時～11時30分

ところ　あんしん長寿センター（ガレリアかめおかエイジレスセンター内）

対　象　65歳以上

※ただし介護認定を受けている人は利用いただけません。

内　容　体操教室

定　員　30人（参加無料）

※応募多数の場合は抽選。当選者のみに8月28日（木）または29日（金）に電話連絡します。

申し込み 問 8月27日までに電話または直接あんしん長寿センター TEL29−2133へ
（高齢福祉課）

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

ローラー型家庭用電気マッサージ器の適正使用について、厚生労働省から周知依頼がありましたので、市民の皆さまにお知らせいたします。

≪家庭用電気マッサージ器の使用中止のお願い≫

【概要】
株式会社的場電機製作所が製造したローラー型家庭用電気マッサージ器を、誤った使い方（ローラー部の布カバーを外した状態・足用を背中に使用）により、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息するという事故が発生しました。この事例を受けて同社は、その使用を中止するよう呼びかけています。

【対象商品名】
①アルビシェイプアップローラー（販売時期：昭和58年8月～平成2年）
②シェイプアップローラーⅡ（販売時期：昭和63年7月～平成8年）
※商品本体側面に貼付されたラベルに商品名が記載されています。

【使用者にお願いしたいこと】
家庭用電気マッサージ器を使用する際は、
①取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
②ローラー部のカバーを外したり、破れた状態での使用は巻き込みによる窒息事故の原因となるため、絶対にしないでください。

【本件に関する問い合わせ】
株式会社的場電機製作所
〒350-1101　埼玉県川越市的場2627番地５
フリーダイヤル　0120−01−2251
電話番号　049−231−2255
[受付時間]平日午前9時から午後5時まで（土曜・日曜日・祝日を除く）

詳しくは、亀岡市消費生活センターへ問い合わせてください。

【亀岡市消費生活センター】
市役所１階市民課市民相談係（５番窓口）
TEL25−5005、FAX25−5021
（市民課）

８月は北方領土返還運動全国強調月間です